

船橋競馬場利用約款

I 次の事項に当てはまる場合、当競馬場への立ち入りをお断りするかまたは施設外への退去をお願いします。

第1 当競馬場は、次に掲げる場合に、当競馬場への立ち入りをお断りします。

1. 当競馬場を利用しようとする者の中に次の事由のいずれかに該当する者がいると認められる場合
暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者その他反社会勢力（以下これらを総称して「暴力団等反社会勢力」という。）に属する者
暴力団等反社会勢力が事業活動を支配する法人その他の団体に属する者
その役員のうちに暴力団等反社会勢力に該当するものを含む法人に属する者
泥酔またはその状態に著しく近い者
2. 当競馬場の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をするおそれがあり、当競馬場の管理上支障があると認められる場合
3. 当競馬場の従業員に対し、ハラスメント行為（威圧的な言動、差別的な発言、過度または執拗なクレーム、侮辱、誹謗中傷その他当競馬場の従業員の業務に関して行われる著しい迷惑行為であって就業環境を害するものをいう。以下、同じ）を行うおそれがある場合
4. 当競馬場の従業員の承諾を得ることなく、その肖像等を撮影しまたはその発言を録音するおそれがある場合およびそれらの映像または音声を SNS 等に公開するおそれがある場合
5. 当競馬場の施設を損壊するおそれがある場合または当競馬場の従業員に対し暴力を振るうおそれ、暴力的要求をするおそれもしくは合理的範囲を超える負担を要求するおそれがある場合
6. 本利用約款において定める禁止事項を行うおそれがある場合
7. 上記に加え、集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められた場合

第2 当競馬場は、次に掲げる場合は、直ちに施設の利用をお断りし、施設外への退去をお願いします。もし当競馬場の指示に従っていただけない場合は、警察等関係機関に通報いたします。

1. 当競馬場の利用客の中に次の事由に該当する者がいると判明した場合
暴力団等反社会勢力に属する者
暴力団等反社会勢力が事業活動を支配する法人その他の団体に属する者
その役員のうちに暴力団等反社会勢力に該当するものを含む法人に属する者
泥酔またはその状態に著しく近い者
2. 当競馬場の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動を行った場合
3. 当競馬場の従業員に対し、ハラスメント行為を行った場合

- 4.当競馬場の従業員の承諾を得ることなく、その肖像等を撮影しまたはその発言を録音した場合およびそれらの映像または音声を SNS 等に公開した場合
- 5.当競馬場の施設を損壊した場合または当競馬場の従業員に対し暴力を振るい、暴力的要求をしもしくは合理的範囲を超える負担を要求した場合
- 6.本約款が定める禁止事項を行った場合

II 当競馬場において次のいずれかの行為をすることを禁止します。

- 1.盲導犬、聴導犬または介助犬を除くペットを連れての入場
- 2.危険物（ビン・缶・火気類・花火）等場内に影響を及ぼす恐れがあるものの持ち込み
- 3.車椅子・ベビーカーを除く台車、カート、自転車、三輪車、スケートボード等車輪のある器具・乗り物の持ち込み
- 4.テント、サンシェード、パラソル、タープ、子供用プール等風で飛ばされる恐れがあるものの持ち込み
- 5.警笛、拡声器、楽器等場内放送に影響を及ぼす恐れがあるものの持ち込み
- 6.ボール、フリスビー、ドローン、凧等場内に影響を及ぼす恐れがあるものの持ち込み
- 7.大型テーブル、バーベキュー器材等調理器具（営業許可等取得者は除く）、家庭ごみ、不用品等の持ち込み
- 8.歩行喫煙（喫煙は指定の場所をお願いいたします。）
- 9.立入禁止エリア、立ち入りを認められた以外のエリアへの立ち入り
- 10.無許可での営業行為、チラシの配布、広告宣伝活動、集会または演説
- 11.無許可での商業的利用行為
- 12.無許可での商業的利用を目的とした録音、録画または撮影
- 13.当競馬場の従業員に対するハラスメント行為
- 14.当競馬場の従業員の承諾を得ることなく、その肖像等を撮影しまたはその発言を録音する行為およびそれらの映像または音声を SNS 等に公開する行為
- 15.当競馬場の施設の損壊、当競馬場の従業員に対する暴力行為、暴力的要求もしくは合理的範囲を超える負担の要求
- 16.当競馬場内の安全・風紀・秩序を乱し、他人に迷惑及び不快感を与える行為
- 17.当競馬場の風紀を乱すと当社が判断する行為
- 18.当競馬場の運営の妨げとなる一切の行為

III 当競馬場は、多数の来場者が予想される場合は、入場制限をすることがあります。

2025 年 6 月 1 日制定